

# 次亜塩素酸水による新型コロナウイルス対策に関する機能水研究振興財団の見解

## 新型コロナウイルス対策

注意！  
次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

## 「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度80ppm以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを扱う場合は、有効塩素濃度100ppm以上のものを使いましょう。※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

### ①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としおきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましいです。

### ②十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



### ③少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る

#### 安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。（また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。）
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

#### 効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

次亜塩素酸水とは、酸性電解水が食品添加物に指定された際、国によって命名・定義されました。すなわち、本来、「NaCl又はHClを電解して生成する次亜塩素酸を主成分とする水溶液」を指し、生成化学種はHClO、H<sup>+</sup>、ClO<sup>-</sup>です。

一方、便宜的に「次亜塩素酸水」とされた、次亜塩素酸ナトリウムに酸（NaClO）を混和・希釈したものは酸性化NaClO溶液で、酸-Na塩が混在します。また、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは水に溶解すると次亜塩素酸を生成しますが、その際にジクロロイソシアヌル酸が残存します。従って、**厚労省の規定に照らすと、これら2つは次亜塩素酸水に該当しません。**

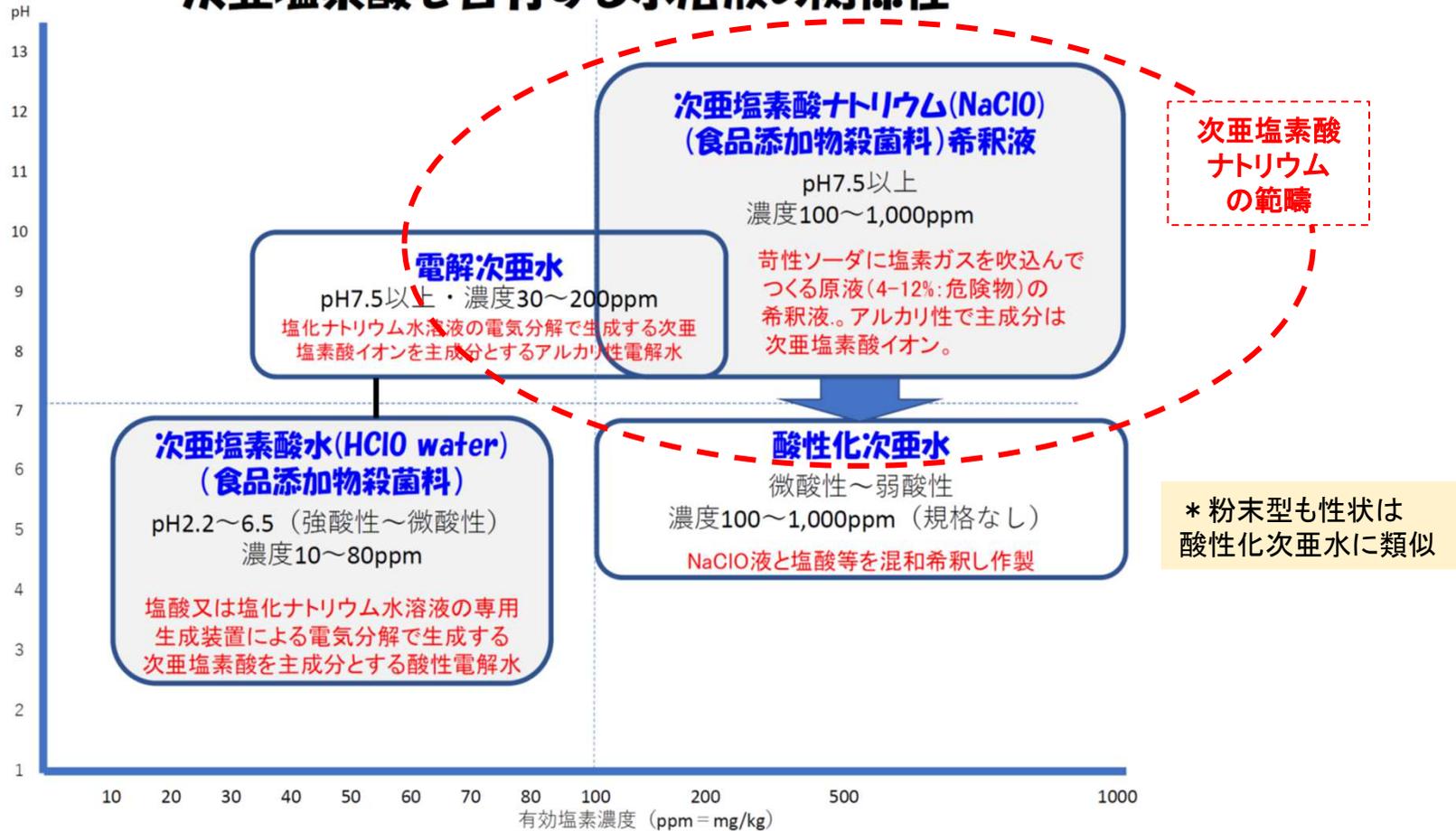
また、これら2つに関して、**公的な規格は無い**ため、危険な高濃度のものが製品として販売されています。しかも、**安全性に関する公的試験報告はこれまでありません。**

左図の安全上の注意にある「製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください」という文言が無い製品が出回っています。つまり、安全性の保障は全く不十分です。

「次亜塩素酸水」を用いての拭き掃除に関しては、80ppm以上のものを使うように発表されましたが、この根拠になる実験的エビデンスはどこにも提示されていません。

新型コロナウイルスに不活化活性が確認された**本来の次亜塩素酸水による拭き掃除で、以下のやり方で十分に効果を上げることができます。**すなわち、対象物品に次亜塩素酸水をビシビシにかけ、約10秒後ふき取ります。これを2回繰り返します。1回目で汚れを取り、2回目で除菌・不活化効果が発揮されます。

# 次亜塩素酸を含有する水溶液の関係性



## NITEによる便宜的分類の次亜塩素酸水を構成する化学種

分類	原材料	生成化学種	公的検証
電解型*	NaClまたはHCl	HClO、H <sup>+</sup> 、ClO <sup>-</sup>	あり
二液混和型	次亜塩素酸ナトリウム+酸	HClO、ClO <sup>-</sup> 、酸Na塩	なし
粉末溶解型	ジクロロイソシアヌル酸Na	HClO、ジクロロイソシアヌル酸、NaOH	なし

\*官報第3378号(平成14年6月10日)、厚生労働省令第75号・告示第212号

<https://www.mhlw.go.jp/public/kekka/p1121-2.html>

「食品衛生法施行規則(昭和23年7月厚生省令第23号)」及び「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)」の一部改正(新規食品添加物・酸性電解水の指定及び食品添加物・ステアロイル乳酸カルシウムの使用基準改正)に対し寄せられた意見等について

平成14年4月 厚生労働省医薬局食品保健部基準課

平成14年3月27日に開催の薬事・食品衛生審議会の答申において、  
「酸性電解水」の名称を「次亜塩素酸水」とすることが適当とされました。

次亜塩素酸水の食品添加物としての指定に関する意見について

意見: 次亜塩素酸を主成分とする水溶液の生成は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液に食品添加物の酸を加えてpH調整する等の方法でも可能であるので、酸性電解水のみを食品添加物として指定することは公平性を欠くことにならないか。製法にかかわらず、次亜塩素酸として指定するか、これらについても同様に食品添加物として扱うべきではないか。

厚労省の見解: 添加物指定にあたっては、基本的に流通形態に即して「物」を特定しており、今回も活性の本質ではなく「次亜塩素酸水」という液体そのものを指定することになります。さらに、添加物の指定にあたっては、データに基づきその有効性及び安全性が実証される必要がありますが、その他の製法によるもの、成分規格外のもの等については、現在のところデータが確認されておりません。製法の相違も含め、成分規格外のものを添加物として使用しようとする場合には、規格外部分の有効性、安全性等のデータに基づき、規格の改正を申し出て頂く必要があります。

なお、「次亜塩素酸水」は、添加物そのものではなく生成装置が主として流通することになるので、成分規格に適合する次亜塩素酸水の生成を担保するため、基原物質や隔膜の有無等についても成分規格内で特定することになります。